

## 令和8年度 西海市地域未来しごと創出事業 業務委託仕様書

### 【目的】

本事業は、人口減少対策の一環として、多様な就業機会の創出及び地域内での仕事の受注拡大を目的に実施するもの。また、地理的条件に左右されることなく、柔軟かつ持続可能な働き方を実現できる環境を整備し、市内において多様な人材が活躍できる新たな就労体制の構築を図ることを目的とする。

### 【要件・規格】

#### (1) 事業内容

当該事業については、以下の①～②により構成し実施するものとする。

#### ①新たな働き方に関するセミナーの開催

##### ア. セミナーの内容

- 1) AI 技術を活用した西海市独自の新規事業開発や、新しい働き方を実践するために必要な知識や技術の習得が可能となるカリキュラムでセミナーを実施し、更に事業推進のための地域サポーターを育成すること。
- 2) 市内で仕事に結びつけるためのマッチング機会を設けること。
- 3) セミナーの内容に応じ専門人材をあて、必要に応じ地元人材及び外部人材をゲスト講師として招聘すること。

- イ. 開催回数
- |               |      |
|---------------|------|
| 1) セミナー       | 7回以上 |
| 2) 勉強会（補講）    | 7回以上 |
| 3) マッチング機会の提供 | 1回以上 |

ウ. 開催場所 西海市内

- エ. 参加人数
- 1) 15名程度（各セミナー参加者数）
  - 2) 5企業程度

- オ. 対象者
- 1) 新たな働き方に興味がある者で、西海市在住者もしくは西海市において事業を行う者
  - 2) 西海市内に事業所及び企業

##### カ. 業務内容

#### (A) 実施における基本費用

	項目	数量	単位
1	セミナーの設計	1	式
2	運営資料の作成	1	式
3	本セミナーに関するチラシ制作、印刷	1	式
4	ウェブ広告活動（LP作成含む）	1	式

(B) セミナー及び勉強会（補講）

1) 技術習得のため十分な時間を確保すること。

2) 必要に応じて、セミナー終了後に勉強会（補講）を行うこと。

※数量については、セミナー及び勉強会（補講）の開催数に応じて変更すること。

	項目	数量	単位
1	各種セミナー運営	7※	回
2	講師登壇費用	7※	人
3	交通費・宿泊費	7※	人
4	勉強会（補講）開講費用	7※	回
5	講義外フォローアップ（オンラインサポート等）	1	式

(C) マッチング機会の提供

	項目	数量	単位
1	ワークショップ等の企画・運営	1	式
2	ワークショップ等に関するチラシ制作、印刷	1	式
3	ウェブ広告活動（LP作成含む）	1	式

**②AI 技術やプログラミングに関するセミナーの開催**

ア. セミナーの内容

- 1) 受講者が、AI やプログラミングの概念（プロコード、ノーコード）を理解し、アプリケーションの開発に必要な知識や技術を習得することが出来る実践的なカリキュラムであること。
- 2) セミナーを実施するにあたり、目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師を招聘すること。
- 3) 受講者がカリキュラムを実践するうえで、取り残されないようなフォローアップを適宜オンラインなどの手法を取り入れること。

- イ. 開催回数
- 1) セミナー 5回以上
  - 2) 制作発表会 1回

ウ. 開催場所 西海市内

エ. 参加人数 15名程度（各セミナー参加者数）

オ. 留意事項

- ・セミナーの開催時間は、1回あたり8時間以内とすること。
- ・セミナーの実施日は、参加者の参加しやすい曜日、時間帯とすること。

## カ. 業務内容

### (A) 実施における基本費用

	項目	数量	単位
1	セミナー及び教材内容の設計	1	式
2	運営資料の作成	1	式
3	セミナー等に関するチラシ制作、印刷	1	式
4	ウェブ広告活動	1	式
5	LP作成	1	式
6	セミナー等運営人件費 (コミュニティマネージャー)	1	式

### (B) プログラミングセミナー及びセミナー外フォローアップ

- 1) 技術習得のため十分な時間を確保すること。
- 2) 必要に応じて、セミナー終了後に勉強会（補講）を行うこと。

※数量については、セミナー及び勉強会（補講）の開催数に応じて変更すること。

	項目	数量	単位
1	セミナー開催費用	5※	回
2	講師登壇費用	5※	人
3	セミナー外フォローアップ費用（オンライン等）	1※	式
4	講師等旅費	1	式

### (2) 達成目標

地理的条件に左右されず、さまざまなツールを活用することで、西海市内で柔軟な働き方ができる体制をつくり、新たな働き方を構築できる人材を育成するとともに、実際の仕事へつなげること。

### 【委託期間】

契約締結日～令和9年2月26日（金）

### 【成果品】

納入成果品は下記のとおりとし、納入先は西海市企画部政策企画課とする。

（〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地 西海市役所2階）

#### (1) 事業実績報告書類 2部

事業実績報告書（実施日時、場所、参加者、内容、効果等を明記するとともに、仕様に定める項目を実施したことがわかる内容であること）及び記録写真

#### (2) (1) のデータを記録した電子メディア 2部

電子データ（MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの

及びPDFファイル)を記録したCD-R

※業務完了後は、速やかに事業実績報告書及び電子メディアを納入すること。

※報告書は日本工業規格A4判で簡易製本するものとし、図面・グラフ・写真等は適宜カラー印刷とする。

#### 【業務上の留意事項】

##### (1) 打合せ

本市担当者及び関係各団体と適宜打合せを行い、必要に応じて状況を報告するものとする。

##### (2) 業務体制

企画にあたり専属の担当を置くとともに、当該業務従事者を確保すること。  
また、必要な知識と技能を有すること。

##### (3) 費用負担

本業務の遂行に必要な物品調達、現地への移動、会場使用料及び宿泊等の諸費は、委託料に含まれるものとする。

##### (4) 秘密の保持

受託者は、本業務により得られた情報等は、本市に許可なく第三者に公表してはならない。本業務終了後も同様とする。

##### (5) 諸手続き

受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、受託者において全ての手続きを行い、使用にかかる費用も全て負担すること

##### (6) 著作権

受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと。

また、受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する権利を、成果物の納入後、直ちに本市に無償で譲渡すること。

本市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと。

#### 【その他】

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。